

秘匿基準及び「集計世帯数」の表章について

2019年調査では、結果表上の秘匿を万全にする観点から、秘匿の基準及び「集計世帯数」の表章を以下のとおり変更することを検討する。

1 2014年調査での秘匿方法と2019年結果表章に向けた問題点

2014年調査では、集計世帯数が2.5未満（調査月数を考慮した集計世帯数）となったときに、集計世帯数のみ数値を表章し、他の集計項目を一律「-」表章していた。

この方法では、最低限の秘匿処理がなされるものの、逆算（例えば、集計世帯数4のセルと、集計世帯数3のセルが表章されているときに、セル間の引き算によって集計世帯数1のセルの内容を計算すること）により集計世帯数1のセルの内容が計算可能となる可能性がある。

特に、2019年調査の結果表体系では、分類内容が標準化され結果利用の利便性が高まる一方で、個々の表に対して非表章の項目を設定しないことが基本となるため、集計世帯数が僅少のセルが多数発生する可能性がある。この場合に、容易に逆算で秘匿が破られるリスクを放置することは望ましくないと考えられる。

なお、一般的（労働力調査など）には、個々の結果表・セルに対して集計世帯数は表章せず、対象セルの母集団推計値を表章することにより個々の結果精度の目安が示されている。

2 「集計世帯数」の表章

集計世帯数の表章を廃止すれば、上記のような逆算で、集計世帯数1のセルが存在することを特定することは困難になる。一方で、集計世帯数は、当該セルの結果精度の目安を示す重要な情報であることから、その有用性を損なわないよう留意しながら、以下のよう

項目名：「集計世帯数（概数）」とする

表章内容：集計世帯数が5未満のときは「X」と表章

集計世帯数が5以上のときは、1の位で四捨五入して表章する

（例：集計世帯数7世帯 → 集計世帯数（概数）「10」と表章）

3 秘匿基準

集計世帯数以外の表章項目については、以下の基準で秘匿する。

集計世帯数2.5未満のときは「X」と表章

集計世帯数2.5以上のときは、通常表章